

平成21年2月4日

無線従事者規則の一部を改正する省令案について  
(平成20年12月10日 諮問第46号)

[無線従事者養成課程の見直しに伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(小野寺検定試験官、中村主査)

電話：03-5253-5876

## 無線従事者規則の一部を改正する省令案について

### 1 諮問の概要

無線従事者資格を取得するための方法の一つである養成課程について、営利を目的とする法人がその創意工夫により無線従事者の育成に大きく関与できることが期待されることから、営利法人等が実施するものの認定を可能とするとともに、認定申請の手続きについて合理化・簡略化を図り、併せて養成課程の実施、管理体制等に関して確認を行うための記載事項及び添付書類の見直しを行うため、無線従事者規則の一部を改正するものである。

### 2 改正の概要

- (1) 無線従事者の養成課程の認定基準について、養成課程を実施する者が養成課程以外の業務を行うことによって不公正になるおそれがあるものでなければ、営利法人等が実施するものであっても認定を可能とする。(第21条第1項関係)
- (2) 養成課程の認定の申請書の記載事項等について、既に申請済みのものと同一の内容により申請する場合は記載等の省略を可能とするとともに、実施者と管理責任者の関係、試験問題の作成方針・管理方法、外部委託の方法等を審査することとし、記載事項及び添付書類を見直すこととする。(第22条第1項及び第2項並びに第25条関係)
- (3) 同一の者が実施する二以上の養成課程の申請について、同時に申請する場合は、申請の手続を簡略化できることとする。(第22条の2関係)
- (4) 養成課程の認定を受けようとする者が電波法令違反者の場合は、認定しない場合があること及び認定した後に電波法令違反者となった場合に認定を取り消す場合があることとする。(第23条第2項及び第28条第2項関係)
- (5) その他規定の整備を行う。

### 3 施行期日等

- (1) 平成21年4月1日施行予定
- (2) 改正無線従事者規則の施行の際、現行の無線従事者規則による申請があったものは、改正前の省令により処分を行うよう経過措置を設けることとする。

# 無線従事者養成課程の見直し

## 1 養成課程の実施者の範囲拡大

### 現状

営利を目的とした養成課程の実施を認めない。

⇒主な実施者

- ・日本無線協会
- ・日本アマチュア無線振興協会

### 改正後

営利を目的とした養成課程の実施を認める。

⇒主な実施者

- ・日本無線協会
- ・日本アマチュア無線振興協会

＋ 営利団体

①多種多様な営利企業等の参入が可能

(民間開放の促進)

②少人数養成、夜間対応等受講生の多様なニーズに応じた養成課程の開催が期待

(受講機会の拡大)

## 2 申請手続きの合理化

養成課程を実施しようとする度に申請・認定

### 審査項目

実施時期	審査項目
4月	申請者の適格性、管理責任者、必要な設備の有無、授業科目・時間等
5月	申請者の適格性、管理責任者、必要な設備の有無、授業科目・時間等
6月	申請者の適格性、管理責任者、必要な設備の有無、授業科目・時間等
7月	申請者の適格性、管理責任者、必要な設備の有無、授業科目・時間等
⋮	

包括的な申請を可能とし、手続きを合理化

### 包括的な申請

申請者の適格性、管理責任者等

申請者の適格性、管理責任者等

申請者の適格性、管理責任者等

申請者の適格性、管理責任者等

### 又は

申請者の適格性、管理責任者等

申請者の適格性、管理責任者等

申請者の適格性、管理責任者等

申請者の適格性、管理責任者等

## 3 養成課程の公正さを確保するための規定の整備

養成課程の認定申請の際に、実施者と管理責任者との関係、試験問題の作成方針・管理方法、外部委託の方法等を審査することとし、関係規定を整備する。

# 無線従事者養成課程の概要

## 1 養成課程の位置付け

無線従事者の資格を取得するための一つの方法。

養成課程は、無線従事者として必要な知識及び技能を養うことを目標としており、国家試験と同様に厳格かつ公正に実施される必要がある。

(参考)無線従事者資格の取得方法

- 無線従事者になろうとする者は総務大臣の免許が必要（電波法第41条第1項）
- 無線従事者の免許は、次のいずれかの方法により取得（電波法第41条第2項）

### ① 国家試験の合格（電波法第41条第2項第1号）

- ◆年齢、性別、国籍の如何を問わず、誰でも受験可能。
- ◆試験は、電気通信術は実地により、その他の科目は筆記（択一式）により実施。

### ② 養成課程の修了（電波法第41条第2項第2号）

- ◆**総務大臣の認定を受けた養成課程を修了した者は、無線従事者の免許を受けることができる。**
- ◆学校等の1年以上の教育課程において、所定の無線通信に関する科目を履修して卒業した者は、無線従事者の免許を受けることができる。

### ③ 学校（大学等）で無線通信に関する科目を修めて卒業（電波法第41条第2項第3号）

- ◆大学等の教育課程において、所定の無線通信に関する科目を履修して卒業した者は、一定の無線従事者の免許を受けることができる。

### ④ 有資格者の一定の業務経歴及び認定講習課程の修了（電波法第41条第2項第4号）

- ◆有資格者が、無線設備の操作に一定期間従事した業務経歴を評価し、認定講習課程を受講することにより上位の資格を取得できる。

## 2 養成課程の種別

養成課程の対象となる無線従事者資格は以下のとおり。（合計 14資格）

海上関係(6)	第三級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、第一級海上特殊無線技士、第二級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士、レーダー一級海上特殊無線技士
航空関係(2)	航空無線通信士、航空特殊無線技士
陸上関係(4)	第一級陸上特殊無線技士、第二級陸上特殊無線技士、第三級陸上特殊無線技士、国内電信級陸上特殊無線技士
アマチュア関係(2)	第三級アマチュア無線技士、第四級アマチュア無線技士

## 3 養成課程の流れ

①養成課程に係る授業の受講(※1)



②修了試験の合格(※2)



修了

※1 無線従事者の種別ごとに、授業科目及び時間数を規定（例：三陸特の場合 6h(無線工学2h+法規4h)

※2 授業によって習得した知識・技能を確認

平成21年2月4日

放送法施行規則、無線設備規則、電気通信役務利用放送法施行規則、  
標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式、  
放送局に係る表現の自由享有基準及び放送局に係る表現の自由享有基準の  
認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の各一部を改正する  
省令案並びに放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部変更案  
について

(平成20年12月10日 諮問第49号)

[平成23年以降の新たなBSデジタル放送に係る委託放送業務の認定に関する制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星放送課

(井田課長補佐、田中係長)

電話：03-5253-5799

総務省情報流通行政局放送技術課

(森下課長補佐、羽多野係長)

電話：03-5253-5785

**放送法施行規則、無線設備規則、電気通信役務利用放送法施行規則、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式、放送局に係る表現の自由享有基準及び放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の各一部を改正する省令案並びに放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部変更案について**

**1 改正の背景**

- (1) 平成12年から放送が開始されたBSデジタル放送については、現在、5周波数を使用してテレビジョン放送12番組が放送されているところであるが、近年急速に普及が進みつつあり、平成20年10月末時点では、対応受信機の累計出荷台数が約4300万台に達しているところである。
- (2) このBSデジタル放送については、平成23年からは、BSアナログ放送の終了後の当該BSアナログ放送用周波数及び国際調整手続を経て平成12年に我が国に追加的に割り当てられたBS放送用周波数を活用することにより、新たに7周波数を使用することが平成19年7月の電波監理審議会答申等を受けて決定されている。
- (3) その後、この新たな7周波数のうち1周波数を使用して、地上デジタル放送の衛星利用による難視聴地域対策を行うことが、平成20年9月の電波監理審議会答申を受けて決定されている。
- (4) 本件諮問は、残る6周波数に係る委託放送業務の認定の在り方等に関し、必要な制度整備※を行おうとするものである。

※ 本件に係る行政手続上の意見公募手続の対象となる制度整備の全体は、電波監理審議会への諮問事項（意見聴取事項）及び非諮問事項（非意見聴取事項）の2つに大別される所であり、本件諮問（下記「2 諮問の内容」）はこのうち前者に対応するものであるが、後者の概要（比較審査基準等）についても、参考として下記「3 参考」に掲載している。

- (5) なお、総務省としては、本件に関し、有限希少な周波数資源を最大限に有効に活用し、視聴者利益の増進を図る観点から、国民各層の意見を前広に幅広く聴取すること等を目的として、本件諮問に先立ち、自主的に以下の取組を行っており、本件諮問の内容も、これらの検討過程を踏まえたものとなっている。
  - ① 平成20年2月に、本件委託放送業務認定に関する「今後のスケジュール」を公表。
  - ② 平成20年5月から6月にかけて、本件委託放送業務認定に関する「基本の方針」案の意見募集を実施し、その結果を踏まえて7月に「基本の方針」を確定し、公表。
  - ③ 平成20年8月から9月にかけて、本件新たなBSデジタル放送に関する「参入希望調査」を実施し、その結果（回答の集計結果）を10月に公

表。(53者から合計約36周波数相当の参入希望が寄せられた)。

## 2 諮問の内容

本件諮問事項は、大きく、(1)放送普及基本計画の変更、(2)マスメディア集中排除原則の改正、(3)新たな放送方式に係る技術基準の整備、の3点及びその他の規定の整備を内容とする。このうち、(1)から(3)までについて、以下、順に述べる。

### (1) 放送普及基本計画の変更

#### ① 「特別衛星放送」制度関係

ア これまで、放送衛星業務用の周波数を使用するBS放送は、地上放送に準ずる規模の視聴者によって視聴される準基幹的なメディアとして、総合編成の高精細度テレビジョン放送による放送番組等を中心として普及が進展してきたところであり、他方、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用するCS放送は、比較的限られた特定分野の視聴者向けの専門編成・標準画質の多チャンネル放送サービス等を中心として普及が進展してきたところである。

イ しかしながら、近年のBS・東経110度CS共用アンテナや、いわゆる三波共用受信機の急速な普及に伴い、少なくとも受信環境の面においては、視聴者にとって、BS放送及び東経110度CS放送の間には大きな差異がなくなりつつあるところである。

ウ このような状況を踏まえ、BS放送及び東経110度CS放送を制度上「特別衛星放送」として統合し、その普及政策を一体化するとともに、それ以外の衛星放送を「一般衛星放送」として位置付け、規定の簡素化を行うこととする。【放送普及基本計画「第1」「1」「(2)」「ア」、「第2」「1」「(3)」「カ」等】

エ このうち特別衛星放送の普及政策の一体化については、具体的に、以下の措置を講ずる。

#### A 放送番組の多様化関係

これまでは、BS放送全体として、又は東経110度CS放送全体として、それぞれ、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮することとされてきたところであるが、今後は、特別衛星放送全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮することとする。【放送普及基本計画「第1」「1」「(2)」「ア」「(7)」「C」第一段落後段】

#### B 高画質化関係

a これまで、BSデジタル放送については、高精細度テレビジョン

放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高画質化を目指すこととされており、他方、東経110度CSデジタル放送については、既存の放送の画質の水準を維持するとともに、デジタル技術を活用した高画質化を推進することとされてきたところである。

- b しかしながら、近年、高精細度テレビジョン放送対応受像機の一般家庭への普及が急速に進展している状況にあり、それに伴い既存の放送番組の画質向上に対する視聴者ニーズが高まりつつあること等を踏まえ、今後は、特別衛星放送全体として、高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高画質化を目指すこととする。【放送普及基本計画「第1」「1」「(2)」「ア」「(7)」「C」第一段落前段、「第2」「3」「(1)」「ウ」「特定標準テレビジョン放送以外の放送」】

## ② 放送大学学園関係

全国の視聴者が、地域間格差なく、教育効果の高い機能を活用した質の高い教育サービスを楽しむことが可能となるよう、特別衛星放送において、放送大学学園が委託放送業務を行うことができるようにすることとする。【放送普及基本計画「第1」「1」「(2)」「ア」「(7)」「B」等】

## ③ 超短波放送及びデータ放送関係

ア 超短波放送及びデータ放送については、移動受信に適した地上放送や双方向通信に適したインターネットなど他のメディアによって、多様化・高度化する視聴者ニーズを満たすことが相当程度可能となっていると認められるところである。

イ したがって、衛星放送のメディアとしての特性の1つである「大容量性、高品質性」（広帯域の伝送路を設定し、数多くの高画質番組を同時に提供することが可能であり、かつ、視聴者の数がどれほど増えても、それによって品質の劣化が生じないこと）を最大限に活かす観点から、特別衛星放送においては、テレビジョン放送に対し周波数を優先的に割り当てることとし、超短波放送及びデータ放送については、原則として、あらかじめ放送番組の数の目標を定めることとはせず、周波数事情を勘案して可能な場合に限り、個別に必要な放送が実施できるよう措置するものとする。【放送普及基本計画「第2」「1」「(3)」「イ」及び「オ」等】

## (2) マスメディア集中排除原則の改正

### ① 特別衛星放送関係

#### ア 原則

これまで、放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保する観点から、一の者が支配することができる中継器数を、BSデジタル放送については原則として2分の1中継器以内としてきたとこ

ろであるが、平成12年に4周波数を使用してBSデジタル放送が開始された時点とは異なり、平成23年以降においては、特別衛星放送全体として24周波数を使用するものとなることを踏まえ、今後は、特別衛星放送全体について、一の者が支配することができる中継器数を原則として4中継器以内とすることとする。【放送法施行規則第17条の8第1項第2号 等】

イ 申請者が地上放送事業者又はその支配関係者である場合

A 申請者が地上放送事業者又はその支配関係者である場合については、これまで、BSデジタル放送及び東経110度CSデジタル放送のいずれにおいても、認定放送持株会社制度を活用する場合を除き、原則として参入が認められておらず、事業の円滑な立ち上がりの支援等の観点から、BSデジタル放送については議決権の2分の1を超えない範囲での議決権の保有が、東経110度CSデジタル放送については2中継器以内の支配が、それぞれ規制緩和により特例的に認められているところである。

B 今回の新たなBSデジタル放送については、対応アンテナや対応受信機が急速に普及しつつある中で開始されるものであり、事業の円滑な立ち上がりが期待されることであること、及び平成23年の完全デジタル化を目前に控え、BSデジタル放送及び東経110度CSデジタル放送の普及が急速に拡大しつつある現時点において、これらの特例の評価を総括し、今後の在り方について結論を得るのは時期尚早であると考えられることから、当分の間は、基本的にこれらの従前の制度をそのまま維持することとする。【放送法施行規則第17条の8第1項第1号 等】

(ただし、認定放送持株会社制度を活用する場合については、トランスポンダ数の上限(0.5トランスポンダ)の範囲内において、特別衛星放送に係る委託放送業務認定を複数の子会社が受けることができるようにする)。

② 一般衛星放送関係

一般衛星放送については、平成19年に、同じ周波数帯で現行の2倍以上の番組が伝送可能となる、新たな動画圧縮技術や伝送路符号化技術を盛り込んだ「高度狭帯域伝送方式」が制度化されたところ、平成20年10月に、当該方式による放送サービス(本放送)が開始され、今後、当該方式の利用が順調に拡大していき、これに伴い、周波数の希少性も相対的に緩和されていくことが見込まれることとなったこと等を受け、一の者が支配することができる中継器数についても、2倍程度(原則として現行12中継器以内→改正後24中継器以内)の緩和を行うこととする。【放送法施行規則第17条の8第2項、電気通信役務利用放送法施行規則第7条第1項 等】

### (3) 新たな放送方式に係る技術基準の整備

現行の放送方式に加え、

●周波数帯幅を最大限活用する技術の採用等による伝送容量の拡大  
(約52Mbps→約70Mbps)

●映像の高圧縮が可能になるH.264を採用

●IP伝送も利用可能とすることで通信との親和性を確保

などの特長を持つ放送方式について、情報通信審議会より平成20年7月に一部答申されたことから、同方式に係る技術基準を整備し、委託放送業務の認定の申請者が、現行の放送方式と新たな放送方式のいずれかを選択して申請することができるようにする。【標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節 等】

#### 3 参考 (非諮問事項・非意見聴取事項)

2の諮問内容と併せて措置する制度整備(案)の概要は以下のとおりである。

##### (1) 比較審査基準の策定【放送法関係審査基準別紙2】

特別衛星放送を委託して行わせる委託放送業務に関し、委託放送事業者に指定することのできる周波数が不足するときは、特別の事情がある場合を除き、おおむね次に掲げる基準への適合性その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先するものとする。

- ① 事業計画の確実性
- ② 表現の自由の享有
- ③ 放送番組の多様性
- ④ 広告放送の割合
- ⑤ 個人情報の保護
- ⑥ 青少年の保護
- ⑦ 視聴覚障害者への配慮
- ⑧ 放送番組の高画質性

##### (2) その他所要の規定の整備

平成23年以降に開始される予定の新たな  
BSデジタル放送に係る制度整備案について

平成20年12月  
情報流通行政局  
衛星放送課

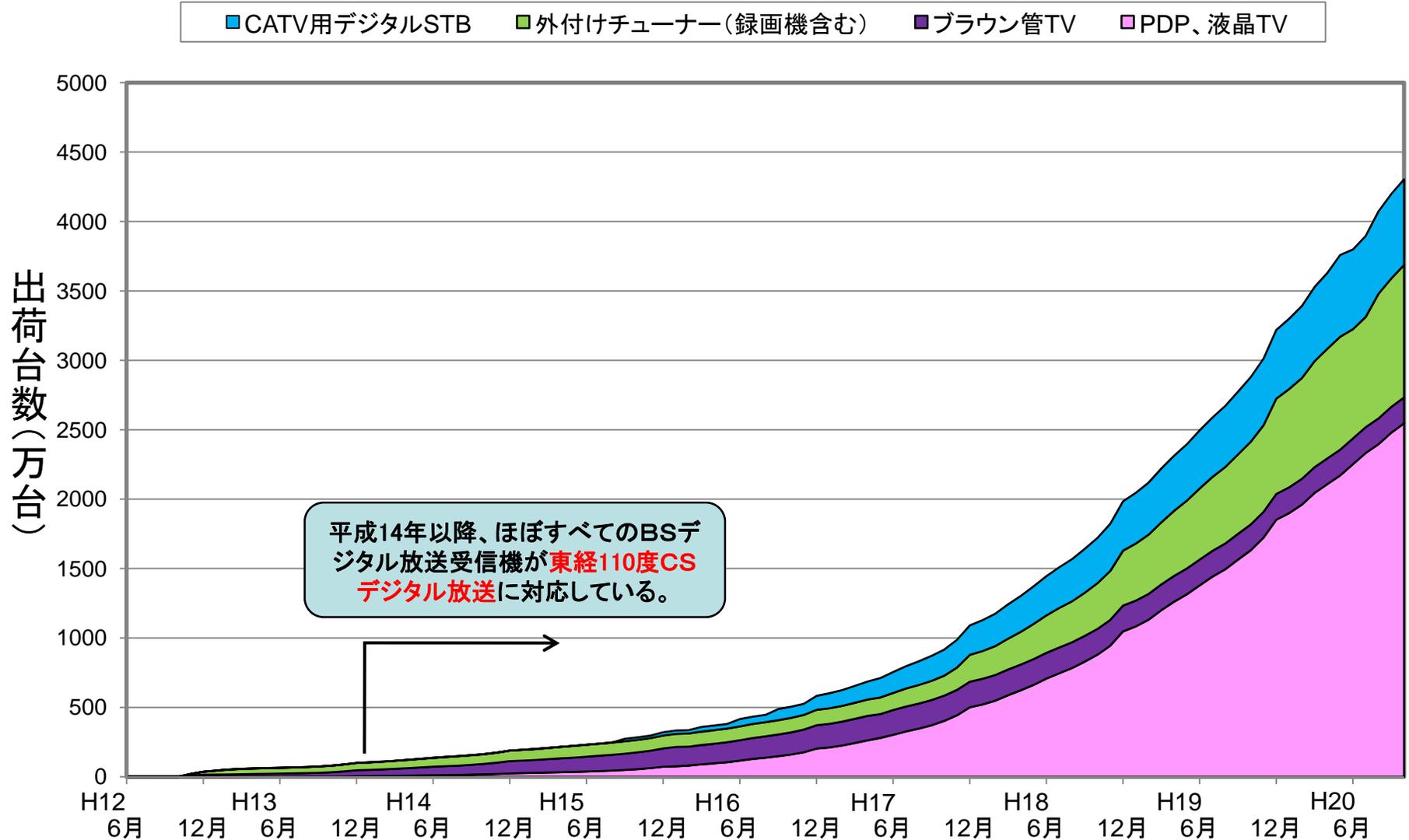
# BSデジタル放送の沿革(テレビジョン放送)

年 月 日	沿 革 の 内 容
○ 平成12年12月	<p><b>BSデジタル放送開始。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・4周波数(1ch、3ch、13ch、15ch)</li><li>・テレビジョン10番組 (①NHK-BS1、②NHK-BS2、③NHK-hi、④BS日本、⑤BS朝日、⑥BS-i、⑦BSジャパン、⑧BSフジ、⑨WOWOW、⑩スター・チャンネル)</li></ul>
○ 平成19年12月	<p><b>新規2番組追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・1周波数(9ch) ※BSアナログハイビジョン放送で使用していた周波数(9ch)を使用</li><li>・テレビジョン2番組 (⑪日本BS放送、⑫ワールド・ハイビジョン・チャンネル) ※この他、上記⑩スター・チャンネルをハイビジョン化</li></ul>

# デジタル対応受信機 累計出荷台数

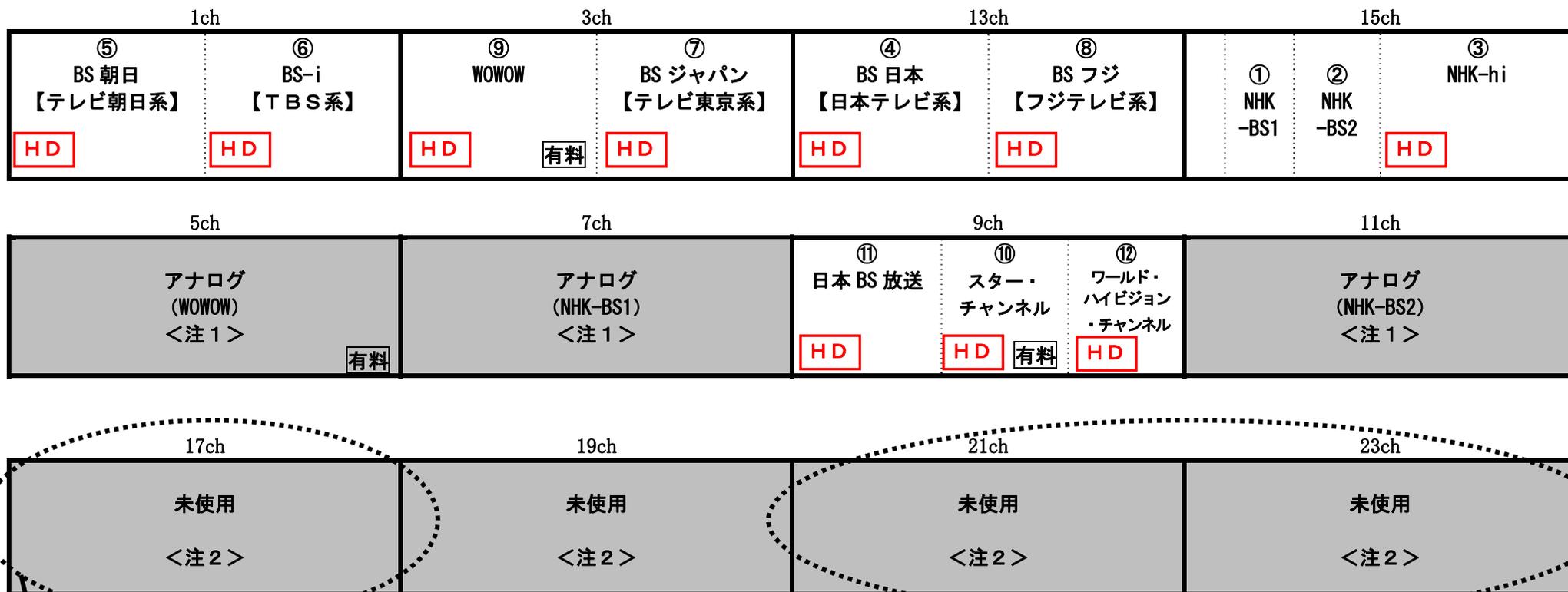
NHK調べ (http://www.nhk.or.jp/digital/spread/spread\_satellite.htmlより)

## BSデジタル放送受信機出荷台数累計 約4304万台 (平成20年10月末:速報値)



# BS放送のチャンネル配列図

BSデジタル放送については、現在、5周波数を使用して、12番組のテレビジョン放送が放送されているところ。平成19年7月の電波監理審議会答申を受け、平成23年以降、BSデジタル放送のために新たに7周波数（以下網掛け部分）を使用することが決定されたところ。



地上デジタル放送の衛星利用による  
難視聴地域対策のために使用予定

携帯電話システム等との  
電波干渉問題が発生

注1: 現在BSアナログ放送のために使用されている3周波数(5、7、11ch)については、同放送を平成23年までに終了することとし、平成23年以降はこれらの3周波数をBSデジタル放送のために使用することとすることが、平成19年7月の電波監理審議会答申等を受け、決定されている。

注2: 我が国は、国際調整手続を経て、平成12年にBS放送用周波数として新たに4周波数(17、19、21、23ch)の割り当てを受けたところ、平成23年以降、これらの4周波数をBSデジタル放送のために使用することが、平成19年7月の電波監理審議会答申を受け、決定されている。

## 2011年以降の新たなBSデジタル放送について②

平成20年 5月31日	基本的方針（案）の意見募集開始
7月31日	<u>基本的方針</u> を策定・公表
8月28日～9月30日 10月17日	参入希望調査 結果公表
11月	制度整備案（案）の意見募集開始
12月頃	電波監理審議会諮問
平成21年 3月頃	委託放送業務認定の申請受付開始
6月頃又は7月頃	委託放送業務の <u>認定</u>
平成23年 7月以降	新たなBSデジタル放送の放送開始

# 平成23年以降に開始される予定の新たなBSデジタル放送に係る委託放送業務の認定に関する基本的方針(1/2)

## 平成23年以降に開始される予定の新たなBSデジタル放送に係る委託放送業務の認定に関する基本的方針

衛星放送は、これまで、そのメディアとしての特性である「広域性、経済性」（一つの送信点から一波で全国をカバーすることにより経済的、効率的に全国放送を実現することが可能であり、離島等における難視聴解消にも適していること）及び「大容量性、高品質性」（広帯域の伝送路を設定し、数多くの高画質番組を同時に提供することが可能であり、かつ、視聴者の数がどれほど増えても、それによって品質の劣化が生じないこと）を活かすことにより、高精細度テレビジョン放送、多チャンネル放送、難視聴対策放送などを中心として、地上放送だけでは満たすことのできない多様化・高度化する視聴者ニーズに応える役割を担ってきたところである。

また、これまで、放送衛星業務用の周波数を使用するBSデジタル放送は、地上放送に準ずる規模の視聴者によって視聴される準基幹的なメディアとして、総合編成の高精細度テレビジョン放送による放送番組等を中心として普及が進展してきており、他方、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用するCSデジタル放送は、比較的限られた特定分野の視聴者向けの専門編成・標準画質の多チャンネル放送サービス等を中心として普及が進展してきたところである。

しかしながら、このうち高精細度テレビジョン放送については、地上デジタル放送の普及の進展等に伴い、視聴者にとってはいわば「当たり前」のサービスとなりつつあるところであり、また、専門編成の多チャンネル放送サービスについても、通信のブロードバンド化の進展等に伴い、衛星放送以外のメディアにおいても、ある程度類似したサービスを提供することが可能な状況となりつつあるところである。

このように、放送全体のデジタル化、高画質化及び通信のブロードバンド化の進展に伴い、衛星放送のメディアとしての特性が相対的に変化しつつあるところであるが、その一方で、BS・東経110度CS共用アンテナや、いわゆる三波共用受信機の急速な普及に伴い、視聴者にとって、BSデジタル放送及び東経110度CSデジタル放送の視聴がより手軽で身近なものとなりつつあるのと同時に、少なくとも受信環境の面においては、視聴者にとって、BSデジタル放送及び東経110度CSデジタル放送の間には大きな差異はなくなりつつあることといった、新たな変化が生じている

ことにも十分に留意する必要がある。

このような状況を踏まえ、平成23年以降に開始される予定の新たなBSデジタル放送に係る委託放送業務の認定については、下記の基本的方針に沿って、放送法施行規則、放送普及基本計画その他関係法令等の整備を行うこととする。

記

### 1. BSデジタル放送及び東経110度CSデジタル放送の普及政策の一体化について

BSデジタル放送及び東経110度CSデジタル放送は、同一の軌道又は位置にある人工衛星により行われる放送であること、かつ、近年、これらの放送を共に受信することができるBS・東経110度CS共用アンテナや、いわゆる三波共用受信機の普及が急速に拡大している状況にあることを踏まえ、これらを制度上「東経110度衛星デジタル放送（仮称）」として統合し、その普及政策を一体化することとする。

具体的には、以下の措置を講ずる。

#### (1) マスメディア集中排除原則（放送法施行規則等）

- ① これまで、放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保する観点から、一の者が支配することができる中継器数を、BSデジタル放送については原則として2分の1中継器以内とし、東経110度CSデジタル放送については原則として4中継器以内（BSデジタル放送との兼営の場合には3中継器以内）としてきたところであるが、今後は、東経110度衛星デジタル放送（仮称）全体について、一の者が支配することができる中継器数を原則として4中継器以内とすることとする。
- ② なお、地上放送との兼営に関しては、BSデジタル放送についてはそもそも認められておらず、他方、CSデジタル放送については同放送の円滑な立ち上がり確保することを目的として2中継器以内の支配が認められているところであるが、今回の新たなBSデジタル放送については、対応アンテナや対応受信機が急速に普及しつつある中で開始されるものであり、事業の円滑な立ち上がりが期待

## 平成23年以降に開始される予定の新たなBSデジタル放送に係る委託放送業務の認定に関する基本的方針(2/2)

されるところであるから、当面は従前どおりとする。

### (2) 高画質化の推進（放送普及基本計画等）

- ① これまで、BSデジタル放送については、高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高画質化を目指すこととされており、東経110度CSデジタル放送については、既存の放送の画質の水準を維持するとともに、デジタル技術を活用した高画質化を推進することとされてきたところであるが、今後は、東経110度衛星デジタル放送（仮称）全体として、高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高画質化を目指すこととする。
- ② また、近年、高精細度テレビジョン放送対応受像機の一般家庭への普及が急速に進展している状況にあり、それに伴い既存の放送番組の画質向上に対する視聴者ニーズが高まりつつあること等を踏まえ、東経110度衛星デジタル放送（仮称）における既存の放送番組の画質向上のために周波数を割り当てることについても、特に排除しないこととする。
- ③ なお、高精細度テレビジョン放送の水平方向画素数を、画質の向上を重視して1920画素とするか、番組数の増加を重視して1440画素とするかについては、いずれにも一定程度の利点が認められるところであるため、いずれの方式を採用するかについては原則として申請者の選択に委ねることとする。
- ④ 他方、ラジオ放送及びデータ放送については、移動受信に適した地上放送や双方向通信に適したインターネットなど他のメディアによって、多様化・高度化する視聴者ニーズを満たすことが相当程度可能となっていると考えられることから、衛星放送のメディアとしての特性を最大限に活かす観点から、東経110度衛星デジタル放送（仮称）においては、テレビジョン放送に対し周波数を優先的に割り当てることとし、ラジオ放送及びデータ放送については、周波数事情を勘案して可能な場合に限り、周波数を割り当てることとする。

### (3) 放送番組の多様性確保（認定方針等）

- ① これまでの委託放送業務認定に当たっては、BSデジタル放送全体として、又

は東経110度CSデジタル放送全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮することとされてきたところであるが、今後は、新規の放送番組に係る委託放送業務の認定に当たっては、東経110度衛星デジタル放送（仮称）全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮することとする。

- ② また、放送番組の多様性を確保する観点から、無料放送のうち、放送時間全体における対価を得て行う広告放送（一定の事項の周知又は宣伝のためにする放送をいう。具体的には、いわゆるタイム広告、スポット広告及び一部のショッピング番組などが該当する。）に係る放送時間の占める割合が一定割合を上回る申請については、周波数事情を勘案して可能な場合に限り、周波数を割り当てることとする。

### 2. 実験について（放送普及基本計画等）

将来の放送技術（例：スーパーハイビジョン）の開発・実用化のための実験については、現時点ではまだ視聴者ニーズを十分に把握するに至っていないところであり、周波数事情を勘案して可能な場合に限り、周波数を割り当てることとする。

以上

# 参入希望調査の結果

## 経緯

- 平成20年8月28日から同年9月30日までの間、参入希望調査を実施。同年10月17日に集計結果を公表。

## 回答者数

- 53者

## 放送番組数

- 高精細度テレビジョン放送 : 111番組
- 標準テレビジョン放送 : 0番組
- 超短波及びデータ放送 : 各約30番組

## 周波数の数

- 約36周波数

# 現行の放送普及基本計画上のテレビジョン放送の位置付け

## 地上放送

- 日本放送協会（総合放送・教育放送）
- 放送大学学園
- 一般放送事業者（総合放送）…地域社会を基盤とし、地域住民の要望に応える役割

## 衛星放送

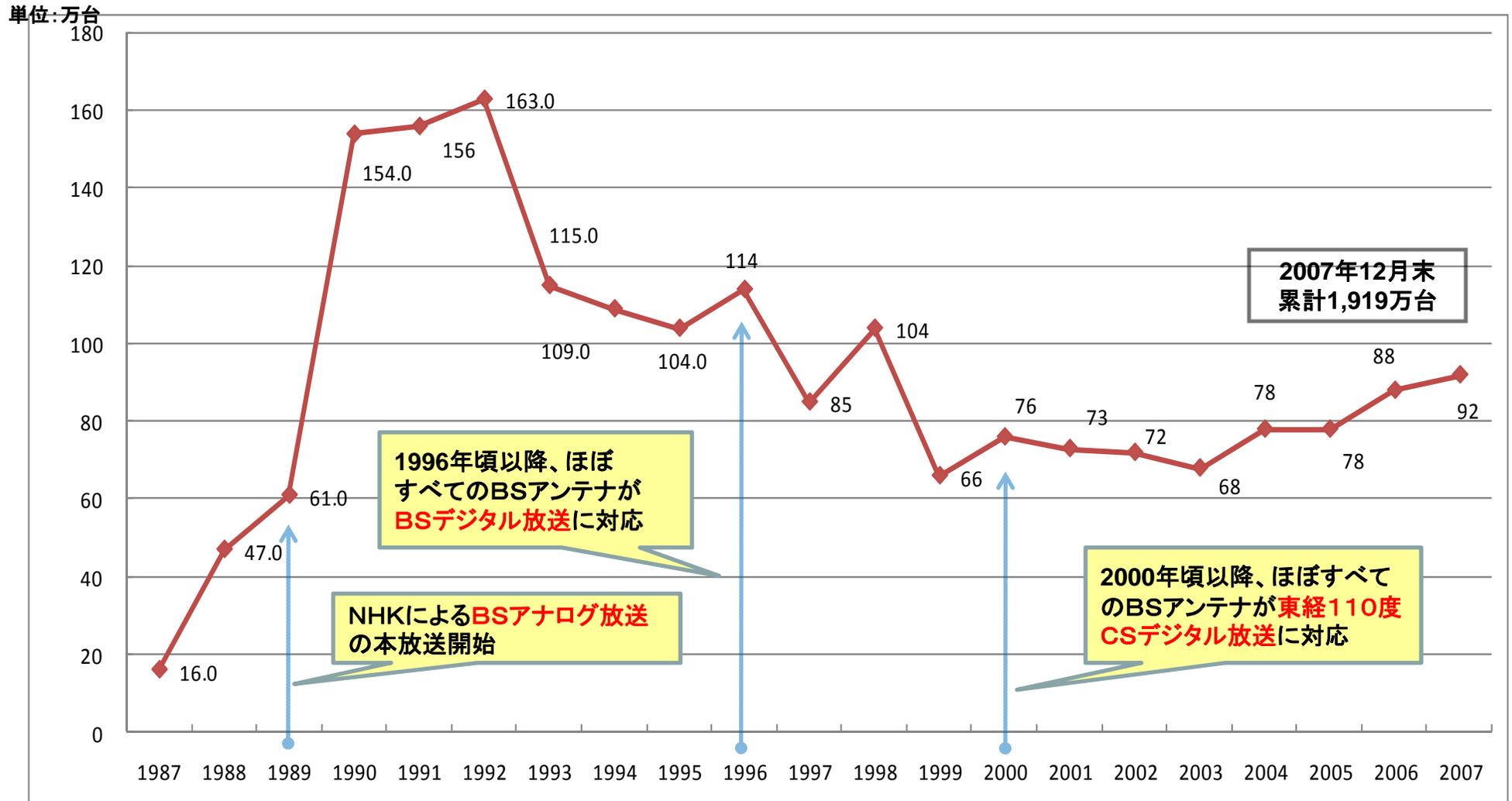
### BSデジタル放送

- 日本放送協会
- 一般放送事業者  
高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高音質化及び高画質化を目指すとともに、多様化、高度化する放送需要に応えるための放送を行うこと。

### CSデジタル放送

既存の放送の音質及び画質の水準を維持するとともに、デジタル技術を活用した高音質化及び高画質化を推進する。  
特に東経110度CSデジタル放送については、デジタル放送の特性を生かしたサービスの高機能化の実現とその推進に十分配慮する。

# 衛星アンテナ出荷台数

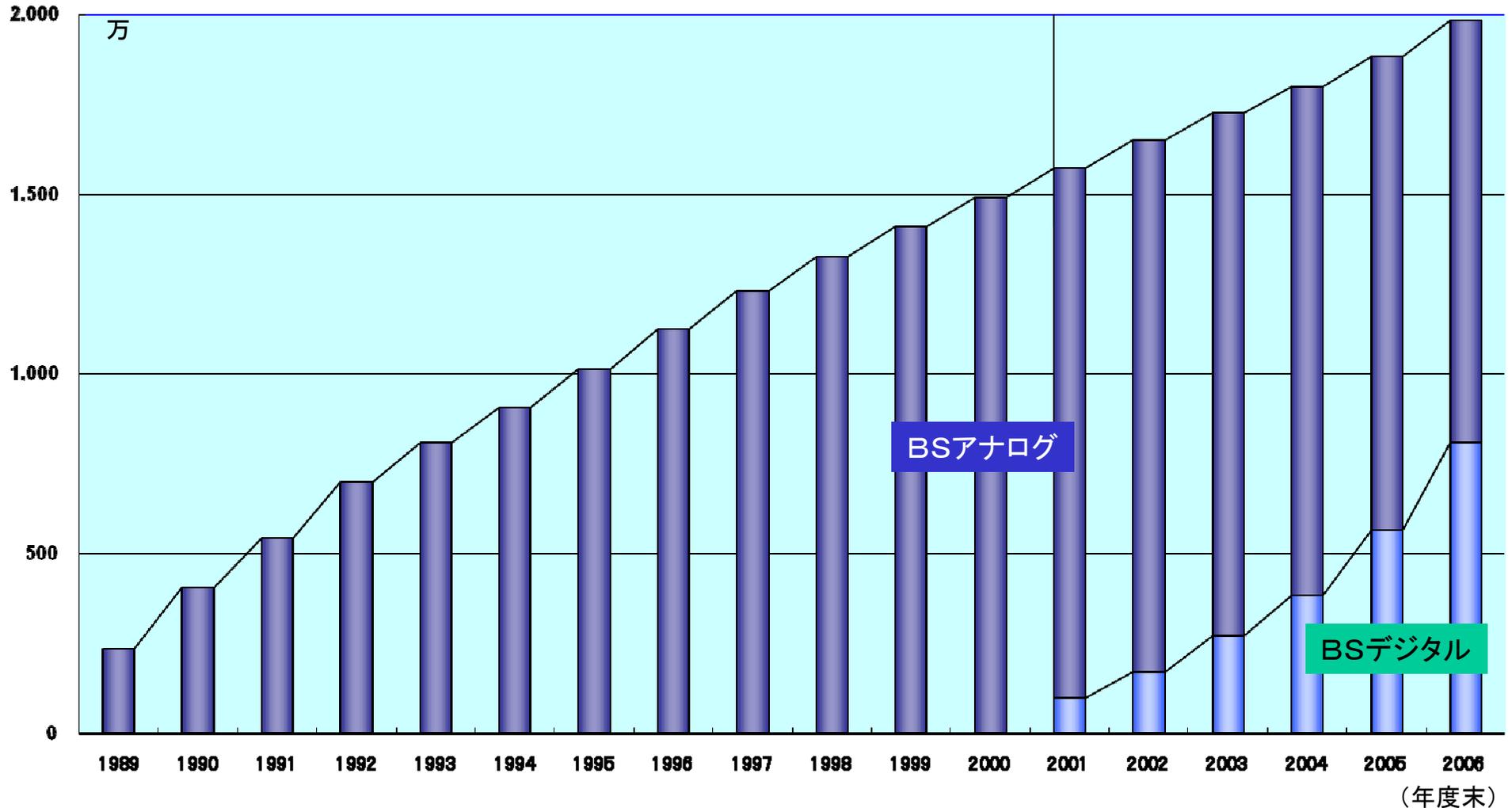


[JEITA民生用電子機器国内出荷データ(JEITAホームページ公表)より作成]

(暦年)

# BS放送の受信状況の推移

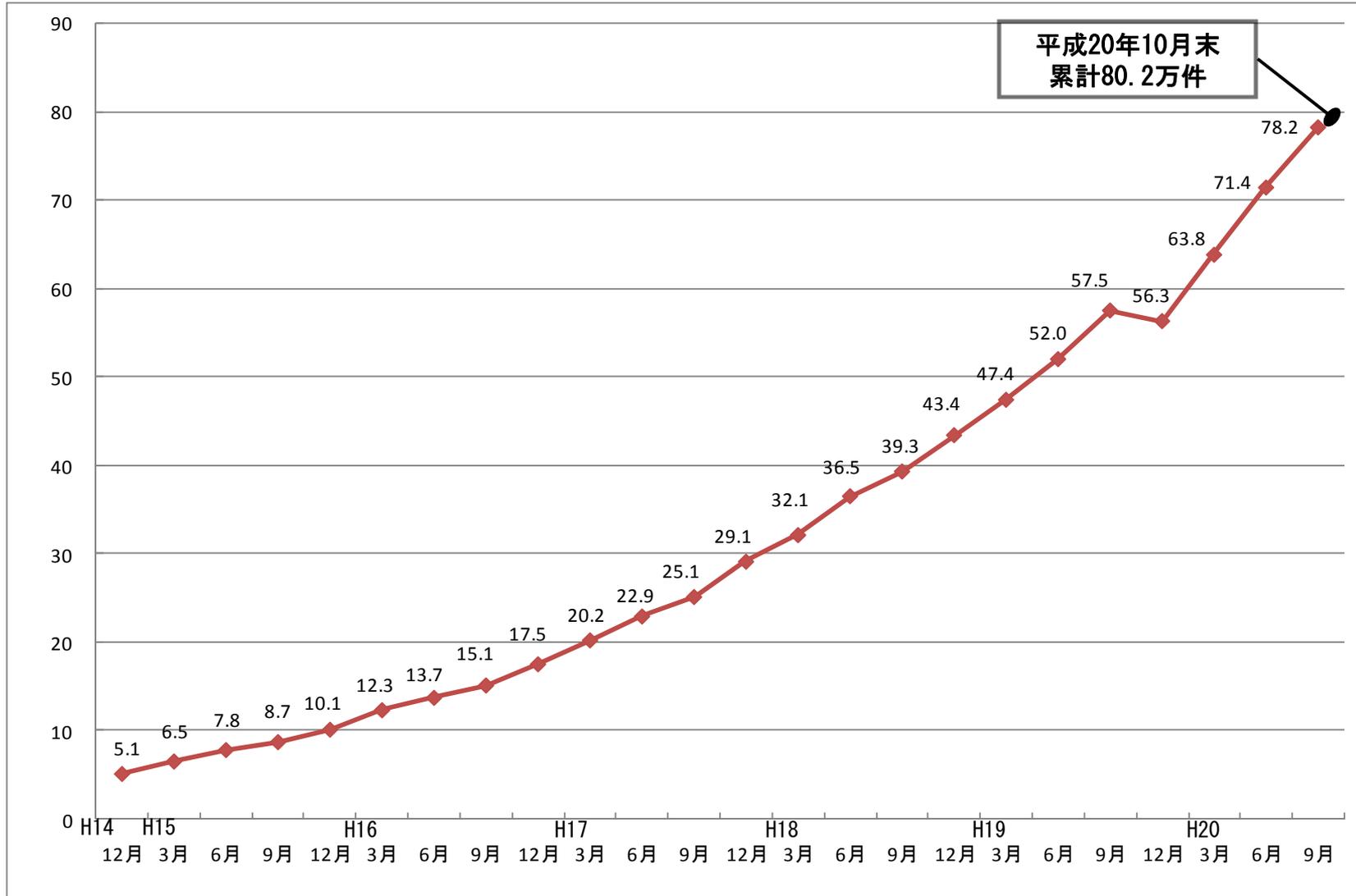
平成18年度末での衛星放送受信普及数は1985万件(推計アナログ1175万、デジタル810万)



〔「世帯インデックス調査(耐久消費財所有実態調査)：(社)中央調査社」結果をもとにNHKが算出した推計値〕

# 東経110度CSデジタル放送の加入件数推移

単位: 万件

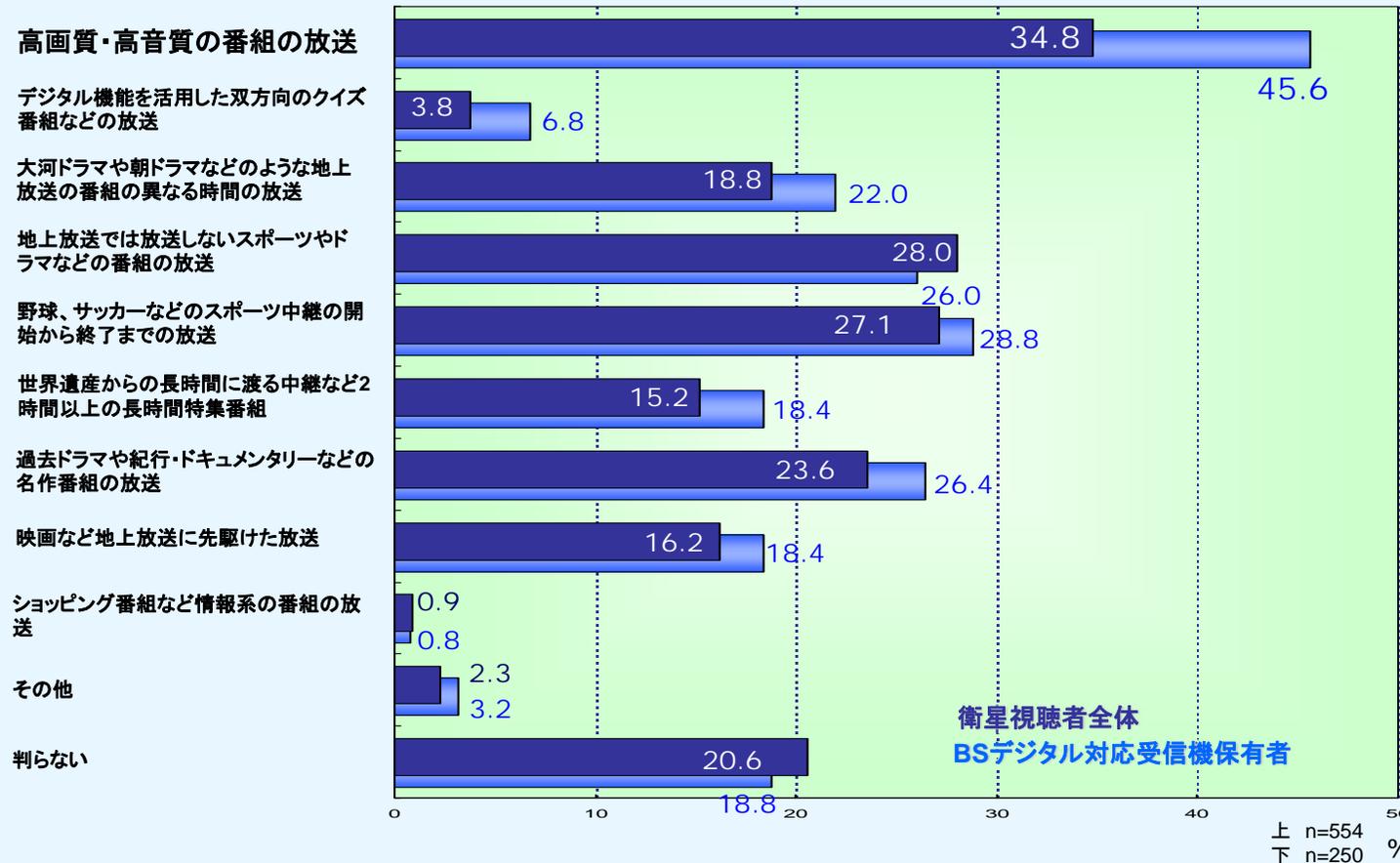


[スカパーJSAT株式会社の公表資料等により作成]

# BS放送に対する視聴者の期待

総務省の実施した視聴者アンケート調査によると、地上放送と異なるBS放送の魅力としては、「高画質・高音質の番組の放送」が最も高く、衛星視聴者全体の34.8%となっている。

質問：地上放送と異なるBS放送の魅力はどのような点にあると思いますか？（複数回答可）



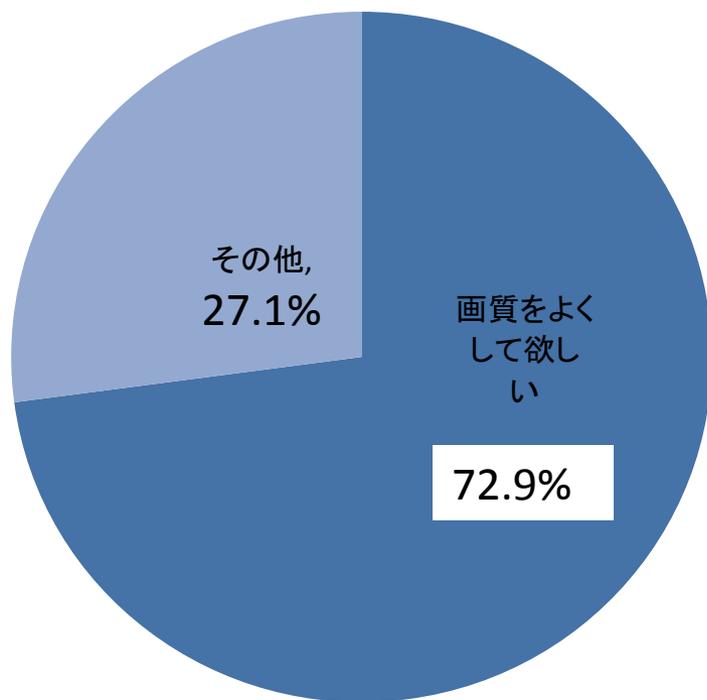
- 総務省において、(社)中央調査社に委託し、2007年2月9日～12日にアンケート調査を実施。
- 全国20歳以上の男女2,000人(住民基本台帳から層化無作為2段抽出)を対象に、調査員による個別面接聴取法により実施。1,316人より有効回答。

# スカパー！e2の画質に関する視聴者ニーズ

- スカパー！e2のカスタマーセンターに寄せられた放送番組全般に関するご意見のうち約70%が画質に関するもの。

## 【放送番組全般に関するご意見】

(注1)

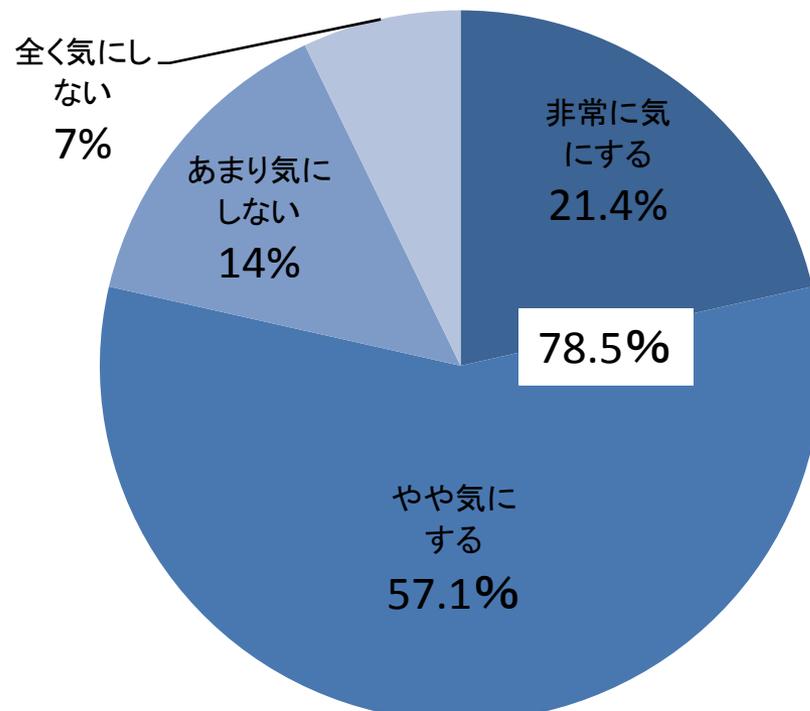


注1 2007年4月から2008年1月までの間に自社カスタマーセンターに寄せられた放送番組全般に関するご意見についてスカパーJSAT株式会社が取り纏めた結果による。

- スカパー！e2視聴者に対するアンケートの結果、約80%が「視聴する番組がHD番組かどうか気にする」と回答。

## 【視聴する番組がHD番組かどうかについて】

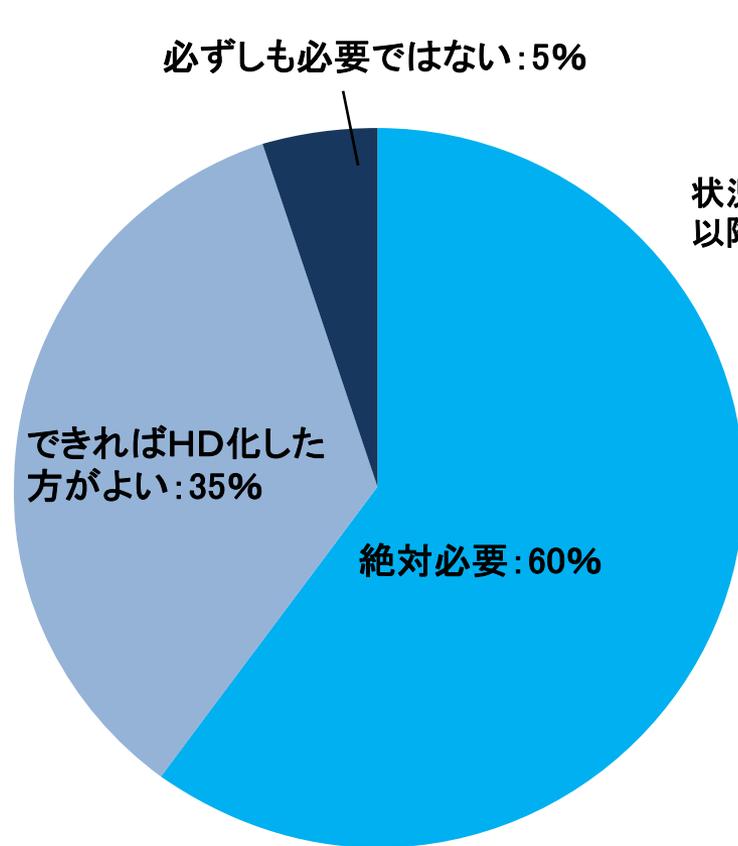
(注2)



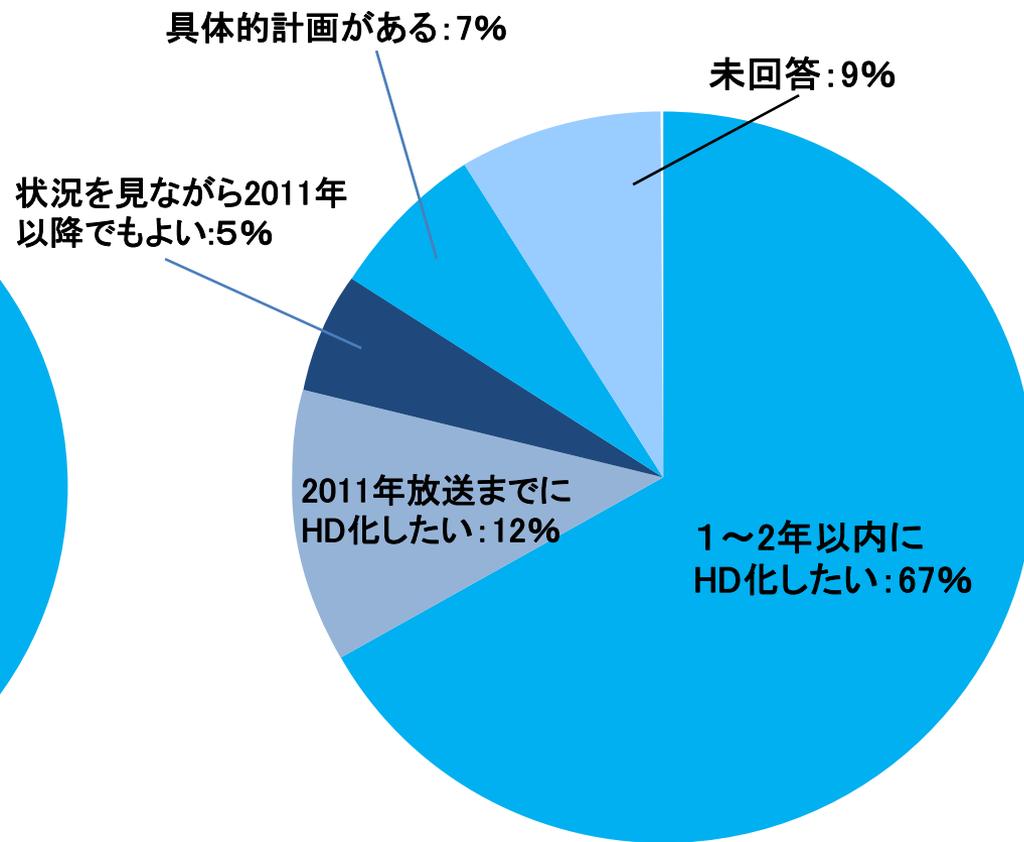
注2 2006年12月にスカパーJSAT株式会社から委託を受けた株式会社インフォプラントが実施したスカパー！e2の視聴者に対するアンケート結果による。

# 衛星放送協会のHD化に関するアンケート結果

CS放送事業者の90%以上がハイビジョン化を望んでおり、更に、8割以上が2011年までにハイビジョン化することを希望している。



【HD化の必要性の認識】



【HD化の時期の認識】

※ 平成20年2月に衛星放送協会HD化委員会が実施した衛星放送協会会員各社に対するアンケート結果に基づき作成。

# 放送大学学園の放送メディアの現状

## 1 地上放送

①テレビ(アナログ)(昭60.4.1放送開始)

東京放送局 UHF16ch 前橋放送局 UHF40ch

②テレビ(デジタル)(平18.12.1放送開始)

東京・前橋放送局 リモコン番号12(UHF28ch)

③ラジオ(昭60.4.1放送開始)

東京放送局 FM77.1MHz 前橋放送局 FM78.8MHz

## 2 CS放送(スカパー！平10.1.21放送開始)

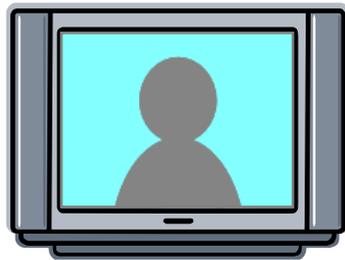
テレビ:205ch、ラジオ:500ch

## 3 CATV(ケーブルテレビ)

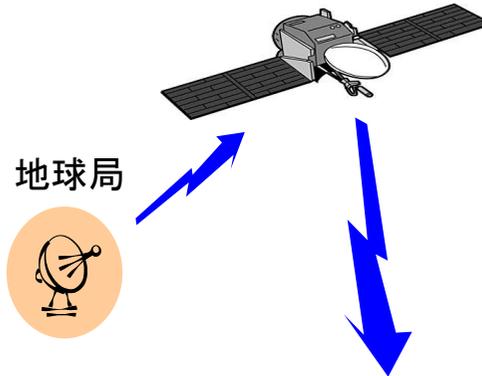
地上放送またはCS放送の再送信

# BSデジタル放送を活用した教育効果の高い放送のイメージ図 (データ放送の可能性の例)

従来のテレビ  
(アナログ放送、CS放送等)



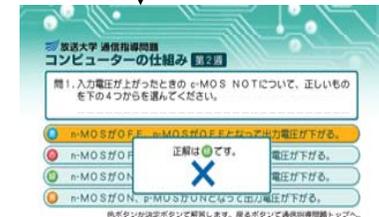
(データ放送はできない)



ボタンを押すと問題を表示



不正解



解説



## メリット

- ① 学生が視聴終了後直ちに簡単なリモコン操作でテストを受け、自らの理解度を把握
- ② 学生がテストの結果や解説を直ちに視聴でき、自らの理解の向上に活用